

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化

- 本年7月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議（議長：内閣府特命担当大臣（子ども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））において、とりまとめが行われた、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく取組について、以下のとおり、その実施を加速化する。

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

1. 加害を防止する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施

パッケージを踏まえ実施した取組（○）と加速化する取組（●）

※ 下線部については緊急に取り組むべき施策

- 7月、
- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 10月から対象を変更・拡大し、運用【警察庁】
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議の報告書の取りまとめ（9月）と更なる検討【こども家庭庁】
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】
 - 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
 - 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報
- 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】
 - パーテーション等の設置による子どものプライバシー保護
 - 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等
- 「生命（いのち）の安全教育」の動画コンテンツの作成・活用【文部科学省】
 - 新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知とともに、webに掲載し活用を促進。
- 9月、全国の自治体に、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について分かりやすい啓発の実施を通知し、啓発を推進【こども家庭庁】

2. 相談・被害申告をしやすくする強化策

相談窓口の周知広報の強化、
SNS等による相談の推進

子育て支援の場等を通じた保護者
に対する啓発

男性・男児のための性暴力被害者
ホットラインの開設

● 被害者が相談しやすい環境整備の推進 【内閣府、こども家庭庁】

- 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
- 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
- 相談窓口の周知広報の強化

● 9月、保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等に関する啓発資料等を作成し、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の子育て支援の場等を通じた保護者への啓発を自治体に通知し、全国的な取組を推進 【こども家庭庁、内閣府】

● 9月、「男性のための性暴力被害ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン」を開設 【内閣府】

● ワンストップ支援センター等における**男性・男児の被害者への支援を推進** 【内閣府】

3. 被害者支援の強化策

ワンストップ支援センター等の地域
における**支援体制の充実**

児童相談所における**相談、保護、通
報等の適切な対応**

学校等における**支援の充実**

医療的支援の充実

法的支援の充実

● **ワンストップ支援センター等における被害者支援を強化** 【内閣府】

- こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進

○ 8月、全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応するよう通知 【こども家庭庁】

● 9月、「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知 【文部科学省】

● **ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携を強化** 【内閣府】

○ 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「PTSD対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施 【厚生労働省】

● 9月、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設 【文部科学省】

○ 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施 【法務省】

緊急啓発期間 【関係府省庁】

(8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施)



「児童虐待防止推進月間」(11月)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)、「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等を活用し、継続的な周知啓発を実施

參考資料

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

(令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議決定)

弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

→これまでの対策の着実な実行に加え、本パッケージの対策を速やかに実行する

解決すべき課題

子ども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている

子どもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要

子どもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいか分からぬ

保護者も、子どもの被害に気付くことや適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談もしにくい

文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要

1 加害を防ぐ

2 相談しやすく

3 支援の強化

今般実施する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯
(親族関係、雇用関係、師弟関係等)などについて、全国で取締りを強化
- 刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

- 日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速
- 保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施
- 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の子育て支援の場等を通じて保護者に啓発

- 9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を初めて開設
- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、文化芸術分野における相談窓口を設置（弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う）

緊急啓発期間（8月・9月に政府を挙げた啓発活動を集中実施）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

すべての子ども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議決定

- 弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
- 子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
→「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - 子どもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（子どもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

- 政府を挙げた啓発活動を集中実施** (本年8月～9月)
 - ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
 - ② 相談窓口の周知
 - ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → **的確な被害実態等の把握**
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び 「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同開催

会議の概要

構成 :

<性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議>

議長 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議長代理 内閣府男女共同参画局長

構成員 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長

警察庁刑事局長、法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省刑事局長、文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省社会・援護局長

<子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議>

議長 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

構成員 内閣官房内閣審議官、内閣府男女共同参画局長、

警察庁生活安全局長、こども家庭庁成育局長、

こども家庭庁支援局長、総務省総合通信基盤局長

法務省刑事局長、法務省人権擁護局長、

外務省総合外交政策局長、

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省社会・援護局長、

経済産業省商務情報政策局長、観光庁次長

開催状況

第1回（令和5年6月13日（火））

議題：

こども・若者の性被害防止のための対策の強化等について

第2回（令和5年6月27日（火））

議題：

こども・若者の性被害防止に関する有識者等ヒアリング

(1) 三重県 環境生活部 部長 竹内 康雄氏

(2) 弁護士 寺町 東子氏

(3) 評論家 荻上 チキ氏

第3回（令和5年7月4日（火））

議題：

こども・若者の性被害防止に関する有識者ヒアリング

(1) 島根大学副学長、医師 河野 美江氏

(2) 大阪大学大学院 教授 野坂 祐子氏

(3) 立命館大学大学院博士後期課程、

臨床心理士・公認心理師 宮崎 浩一氏

第4回（令和5年7月26日（水））

議題：

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（案）について 等